公益社団法人岐阜県森林公社

森のジョブステーションぎふ無料職業紹介所 宛

事業所名 代表者職氏名

自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象※ に該当 しません。*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合を いいます。

また、対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『改正職業安 定法(求人不受理)について』(LL020228 需 02) ※ により確認し、理解しました。

※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

【チェックシート】

われている。

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点(「✔」)を記入してください。

なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。
1. 労働基準法および最低賃金法関係
(1)過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を
受け、
□ a 当該違反行為を是正していない。
□b 是正してから6カ月が経過していない。
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、
□ a 当該違反行為を是正していない。
□b 是正してから6カ月が経過していない。
(3)対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、
□ a 当該違反行為を是正していない。
□ b 送検後1年が経過していない。
□ c 是正してから 6 カ月が経過していない。
2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係
(1)対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表※され、
□ a 当該違反行為を是正していない。
□b 是正してから6カ月が経過していない。
※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。
3. 項目1および項目2共通
(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、③雇用均等室による助言や指導、勧
告を受けており、その後、
□ a 当該違反行為を是正していない。
□ b 是正してから 6 カ月が経過していない。
4. その他の不受理事由
□ a 暴力団員に該当する。
□ b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
□ c 暴力団員が自身(または法人)の事業活動を支配している。
5. その他(確認事項)
□ a 事業所において、同盟罷業(ストライキ)または作業閉鎖(ロックアウト)が行